

難波・住吉と渡来人

——港の発展と管理をめぐって——

Naturalized Citizens in the Ports of Naniwa & Sumiyoshi

直 木 孝 次 郎

はじめに

古代の難波における渡来人の研究は早くから行なわれている。とくに戦後は今井啓一氏著『帰化人』⁽¹⁾に網羅的に考察されており、その後はさらに詳細な研究が吉田晶氏の論文「地域史からみた古代難波」⁽²⁾に示された。しかし無論、これらの論考ですべての問題が解決したわけではない。残された問題の一、二について私見を開陳したいと思う。その一つは、難波地区には渡来人が多いのに対し、住吉地区には渡来人が少ないということの意味、もう一つは難波地区の渡来人と難波津の関係についての問題である。一見統一のない問題のようであるが、私見では両者ともに難波の発展の歴史とかかわりがあると思われるのである。

一、住吉津と渡来人

周知のように古代の大阪、すなわち難波の地には朝鮮系の渡来人の在住するものが多い。それは畿内屈指の良港である難波津の存在によるところが多いと思うが、難波津とならぶ重要な港である住吉津の所在する住吉の地域には、すでに指摘⁽³⁾されているように、渡来人の存在を示す史料は少ない。しかしもちろん存在しないわけではなく、田辺史氏の居住していたことが知られている。まずこの田辺史をとりあげる。

住吉の地における田辺史については、吉田晶氏の論文（前掲）に田辺史広□（調力）と田辺史真立の二例があげられている。前者は平城宮出土木簡にみえ「平城宮発掘調査出土木簡概報」四の九頁に、

（表） 无位田辺史広□^(調力)進統勞錢伍百文

(裏) 撰津国 神亀五年九月五日 勘錦織
住吉郡 秋津

とある。後者は正倉院文書の天平五年「右京計帳」にみえるもので、戸主物部連族五百の戸に所屬した奴婢三名について、

右、件奴婢、帳後撰津国住吉郡田辺郷戸主正七位上田辺史真立戸
来附

と記す(『大日本古文書』巻一の四八四頁)。おそらく前者の田辺史広(調)も田辺郷に居住していたのであろう。

田辺史については、『新撰姓氏録』左京皇別の上毛野朝臣の条に、孝謙皇帝の天平勝宝二年に改めて上毛野公の氏姓を賜い、弘仁元年に朝臣の姓を賜わったとあり、右京皇別条には

田辺史。豊城入彦命四世孫、大荒田命之之後也。

として、皇別氏族としているが、これは上毛野朝臣の氏姓を得たことによるいわゆる「祖変」であって、本来は右京諸蕃条に

田辺史。出自漢王之後知惣也。

とあるように、知惣の後という所伝の当否はさておき、渡来系氏族であることはまちがいあるまい。

この氏族の住吉郡における居住者としては上記の二名が知られるだけだが、田辺郷という郷名の存するところからすると、この地には田辺史の一族がかなり多く居住していたと考えられる。けれども、田辺郷の田辺史氏と住吉との結びつきには、つぎの二つの問題がある。一つは田辺史の本来の居住地は住吉郡ではなく、河内国の安宿郡の地ではなかったかと思われることである。その根拠は、周知のように河内国飛鳥戸郡に田辺史伯孫という人物がいたという『日本書紀』雄略九

年七月条の所伝である。いま大阪府の柏原市国分の春日神社境内に存する白鳳期の寺院跡は田辺廢寺と称され、田辺史氏の氏寺と考えられている。それが事実であるとすれば、田辺史が住吉区の地に住むようになるのは、やや時代が新しいということになる。かつて私はそれを推古朝ごろと推定したことがある。

もう一つは、田辺郷の名が『倭名抄』国郡部の住吉郡の郷名には見えないことである。これは田辺郷に住む田辺史氏の勢力が弱かったことを示すと一応は考えられるが、奈良時代中期の天平九年から同十二年の間に新設された百済郡⁽⁵⁾に含まれることになり、その際に郷の編成がえが行なわれたために田辺郷の名が消えたと解すべきであろう。百済郡の郡域については吉田東伍以来、天坊幸彦・大越勝秋・今井啓一・服部昌之・藤沢一夫らの諸氏の説⁽⁶⁾があり、いまそれらに對置する私見を持ちあわさないが、住吉郡の東北部と東成郡の東南を割いて設置され、およその範囲は、難波宮中軸線の延長上に造られたいわゆる難波大道を西限とし、南は阿倍野区田辺、北は生野区と東成区の境、東はいまの東大阪市と大阪市の境界の線と考えている。これは服部氏の復原案に近いが、『倭名抄』によれば住吉郡に杭全郷が存するから、住吉郡は百済郡の南にも、東西に細長く延びていたと思う。

百済郡の郡域はいずれにせよ、百済郡の新設により、田辺郷は住吉郡より切りはなされ百済郡に編入されたとするのが通説であろう。『倭名抄』では百済郡は東部・南部・西部の三郷よりなるので、田辺郷はそのどれに当るかがつぎの問題となるが、田辺郷は南部郷に含まれるとする吉田東伍『大日本地名辞書』の説をとりたい。角川書店

『日本地名大辞典・大阪府』は、田部(辺)郷を分割して東・南・西部・西部とした、とするが、田辺郷がわずかの年月のあいだに三郷にわかれるほど人口が増殖したと考えられず、従うことはできない。諸家の指摘のように、郷名に部を付するのは、百済の五方五部の制を取ったことによると思われる。

百済郡の郡域や郷名にこだわって述べたが、ここで私の言いたいことは、田辺郷が住吉郡から切りはなされて百済郡の一部となったことを確認し、それは田辺史の住む地域と住吉津を中心とする地域——「住吉国」^(ウシ)という語もある——との関係が必ずしも密接でないことを示している、ということである。それは住吉津と田辺史との関係が薄いこと、さらに一步進めていえば、田辺史は文筆をよくする渡来人であるが、住吉津の運営に関与していなかったらしい、ということである。

さきに私は田辺史氏は推古朝前後に安宿郡の地から住吉郡の地へ移住してきた氏族であろうといったが、その推定はこの氏族が住吉津の運営にたずさわらなかつたらうとする右の推測ともよく適合する。そして住吉郡には田辺史を除くと渡来氏族はほとんど見られない。住吉津は神別氏族である津守連(のち津守宿禰)を中心とする神別・皇別の氏族で運営されていたと考えられる。

二、難波津と渡来人

住吉津の周辺に渡来人が少ないことは、難波津とたいへん違う点である。難波の地に関係の深いおもな渡来系氏族としては、左の氏族が知られる(氏名・役職・史料の年次・出典の順に記す)。

東生(成)郡

難波忌寸浜勝 擬大領 天平宝字五年 正倉院文書

大日本古文書四―四五二頁

日下部忌寸主守擬少領 天平宝字五年 正倉院文書

大日本古文書四―四五二頁

難波忌寸(欠名)擬大領 神護景雲三年 正倉院文書

大日本古文書六―七〇二頁

日下部忌寸人繩擬少領 神護景雲三年 正倉院文書

大日本古文書六―七〇二頁

日下部忌寸諸前副擬少領 神護景雲三年 正倉院文書

大日本古文書六―七〇二頁

西生(成)郡

吉士船人 擬大領 天平宝字五年 正倉院文書

大日本古文書四―四五二頁

三宅忌寸広種 擬少領 天平宝字五年 正倉院文書

大日本古文書四―四五二頁

このほか、『続日本紀』慶雲三年一〇月壬午(十二日)条には、文

武天皇が九月十五日からの難波行幸の帰途に際し、摂津国造凡河内忌寸石麻呂・山背国造山背忌寸品遲の二人とともに、従八位上難波忌寸浜足と従七位下三宅忌寸大目が位一階を進められている。前記の東成・西成両郡の郡領の姓名と比較すると、この兩名もそれぞれ東成郡・西成郡の郡領と考えられる。

これらの郡領はすなわち難波地域の有力氏族であるが、その氏姓を整理すると、

東成郡⇨難波忌寸・日下部忌寸

西成郡⇨吉士・三宅忌寸

となり、いずれも渡来系氏族と思われる。このうち難波忌寸と日下部忌寸は、もと草香部（草壁）吉士であったであろう。というのは、『日本書紀』の天武十年正月条（以下天武紀十年というように記す）に、草香部吉士大形に難波連の姓を賜うとあり、さらに同十四年六月条に難波連に忌寸の姓を賜わったことがみえること（草香部吉士⇨難波連⇨難波忌寸）、また天武紀十二年十月条には、草壁吉士に連の姓を賜ったとあり、さらに同十三年十二月に草壁連に宿祢の姓を賜わったことがみえるからである（草壁吉士⇨草壁連⇨草壁宿祢）。草壁連に忌寸を賜った記事は『日本書紀』や『続日本紀』には見えないが、忌寸の姓は渡来系氏族に多く、また連より一段高い姓とされているから、『書紀』等には見えなくても、難波連が忌寸の姓をえたように、草壁連も忌寸の姓を賜って草壁忌寸（日下部忌寸）となった可能性は、きわめて大きいと思う。

西成郡にみえる吉士は、『姓氏録』撰津皇別の条にみえる左の記事

が参照されよう。

吉士。難波忌寸同祖、大彦命之後也。

この記事をもそのまま信ずれば吉士は諸蕃すなわち渡来系ではない、ということになるが、吉士についてはすでに多くの研究があるように、古代朝鮮語の首長を意味する語に由来し、新羅の官位十七等の第十四位の称にも用いられ、日本では六世紀以降、おおむね渡来系氏族のカバネとして用いられている。ここにみえる吉士はもとカバネであったのをウジとして用いたのであって、元来は難波吉士もしくは日下部吉士であったと思われる。

これら吉士をカバネとする氏族が六・七世紀代に航海や外交に活動したことは、三浦圭一氏の研究⁽⁸⁾が出て以来、一般に承認されている。とくに史上に顕著なのは難波吉士であるが、日下部（草壁）吉士も例外ではない。したがって、もと吉士をカバネとする氏族であったと思われる難波忌寸・日下部忌寸・吉士の各氏は、難波津の経営に何らかの形で参加し、郡領の地位にあるのもそれと無関係ではないであろう。

吉士系氏族ならんで注目されるのは、三宅忌寸氏である。この氏族では前述したように天平宝字五年の正倉院文書に西成郡擬抄領の三宅忌寸広種がみえるほか、やはり前述した慶雲三年十月紀に、同じく西成郡の郡領かと推定した三宅忌寸大目がみえる。おそらくこの氏族は、六世紀前半に在位した安閑天皇の元年に設置されたと伝えられる難波屯倉の管理に従事した氏族であろう。

この三宅忌寸に関連する氏族に三宅連がある。『新撰姓氏録』撰津

国諸蕃条に

三宅連。新羅国王子天日杵命之後也。

とみえるのがそれだが、『日本書紀』『古事記』はともに、天日杵（天之日矛）の後裔の田道間守（多遲摩毛理）を三宅連の祖としている。三宅忌寸と三宅連の関係についてはかつて述べたことがあるので、ここでは詳細は省くが、天武朝の八色の姓の制定の際、忌寸の姓を賜った連姓が少なくないことを参照すると、三宅忌寸と三宅連はともに新羅の天日杵を祖とする伝承をもつ同族と考えてよいと思われる。

そして難波屯倉が他の一般の屯倉とちがいで、難波津の運営や管理に關係していたらしいこと(10)からすると、この新羅系渡来人と考えられる三宅忌寸・三宅連は難波津と關係をもつ氏族と推定してよからう。このことは、三宅連の直接の祖である田道間守が遠く常世国に使用して、非時香菓を求めて持ち帰ったという伝承からも支持されよう。

以上により難波津の地域には、住吉津の地域とはちがって、航海の技能や屯倉の管理により港津と關係の深い有力な渡来系氏族が居住していたことが知られる。それは住吉津は、日本への渡来人が増加し、かつ朝廷と關係を持つ以前から栄えた港であり、難波津の繁栄は住吉津よりおくれ、とくに航海や港津に關係する技術をもつ人々が日本に渡来してから栄えたことを示すのではあるまいか。

そして難波津に關係した渡来人は、主として東成・西成両郡の地に住んだらしい。うち三宅忌寸・三宅連が新羅系であることは前述した。吉士系の氏族の母国は明らかでないが、新羅の官位に吉士の名のあること、『書紀』によって難波吉士が海外に渡航した先をみると、

難波・住吉と渡来人

新羅がもっとも多い(11)（雄略八年紀以降、斉明二年までの間、新羅へ六回、任那へ四回、百濟へ二回）こと、などから新羅系の可能性が強いように思われる。この点は百濟郡の渡来人が百濟系を主としたと考えられることと対照的である。百濟郡の渡来人は、東成・西成両郡の地に住む新羅系渡来人によって難波津の運営が行なわれるようになって以後に来住したものが多く、建郡もしたがっておくれたと解せられる。

仮りに年代をあててならば、住吉津の栄えたのは四〜五世紀、難波津も五世紀には港として栄えたであろうが、住吉津を圧倒して繁栄するのは六世紀以降で、この時期に港に關係する渡来人が定住するようになったのではあるまいか。百濟系渡来人が増加するのは七世紀後半、白村江の戦い以後と考えたい。

三、難波と秦氏

難波の地の渡来人についても一つ注意されるのは、渡来氏族中の雄族秦氏の存在である。すでに指摘されているように、『続日本紀』神護景雲三年五月己丑（二十二日）条に、「西成郡人外従八位下秦神嶋、正六位上秦人広立等九人」に秦忌寸の姓を賜ったことがみえる。一人は秦、一人は秦人をウジとするが、広義の秦氏といつてよからう。いずれも位を持ち、忌寸という秦氏としては宿祢につぐ上位のカバネを得たのであるから、難波では由緒あり、力を備えた有力者と考えられる。

秦氏の分布はひろく日本の各地に及んでいるが、もっとも有力な氏族は京都盆地の西北部、山背国葛野郡にいた秦造（のちの秦連・秦忌寸も同氏族）である。それはいまさらいうまでもないが、推古紀十一年条や同十八年条等にみえる秦造河勝についての伝承等によって知られる。また京都盆地の東南部、紀伊郡にも有力な秦氏がいたことは、欽明前紀にみえる秦大津父や『山城国風土記』逸文にみえる秦公伊呂具の話で知られる。そしてこの氏族は養蚕・機織・開拓・銅鉄製造などの技術に通じ、殖産興業にかかわることで著名であるが、なかでも注目されるのは治水に関する伝えである。周知の史料であるが、『政事要略』所引の「秦氏本系帳」に、

造_二葛野大堰_一、於_二天下_一誰有_二比_一、是秦氏率_二催種類_一、所_二造構_一之、昔秦昭王、塞_二堰_一、通_二溝_一、開_二田_一、頃_二秦富_一數倍、所謂鄭伯之沃_二衣食_一之源者也、今大井堰様、則習_二彼所_一造。

とあり、秦氏が葛野川（保津川・大井川）に堰堤を作って水利の便を計ったことが知られる。大阪平野の開拓についても、『古事記』の仁徳段には、秦人が茨田堤と茨田三宅の造営に従事したことが伝えられている。

この秦人による茨田堤と茨田三宅造営の伝承に対応するのが、『倭名抄』にみえる河内国茨田郡幡多郷の存在である。幡多郷の地はいま寝屋川市に属するが、近世には秦村・太秦村を含み、古代に秦氏が住んで淀川の治水に関与したと考えてよからう。また摂津国豊嶋郡にも秦上郷・秦下郷のあることが『倭名抄』にみえ、この地域にも秦氏の居住が知られる。その郷域は現在の池田市中部に当るものと秦野村

とその周辺に比定される。治水に関する伝承は存しないが、猪名川の治水に従事したことは十分考えられよう。

このようにみると、『続日本紀』によって西成郡に居住したことが知られる秦・秦人の氏族は、やや大胆な臆測ではあるが、難波堀江の開掘に関係した秦氏の後裔ではないかと思われる。前述の茨田堤の造営に従った秦人が住んだと思われる茨田郡幡多郷と西成郡との距離は十数キロである。土木工事に熟達した秦人が、幡多郷の地から西成郡の地に移住して難波堀江の工事に従事した可能性は十分あるであろう。さらに言えば、茨田の秦人が堤の築造だけでなく、茨田三宅の設置にも関係したと伝えられるように、難波堀江に関係した秦氏の人びとが難波屯倉の造営にもかかわったと考えてもよからう。

これについて、難波堀江の開掘は仁徳朝で五世紀、難波屯倉の設置は安閑朝で六世紀であるから、時代がへだたりすぎるといふ疑問が出されるかもしれないが、それぞれの年代についての『記紀』の伝えには、それほど拘泥する必要はあるまい。ことに堀江の開掘という大作業の実際に行なわれた年代は、五世紀でなく、六世紀であったかもしれない。また着工は五世紀でも、一度の工事で完工したのではなく、修葺や拡張をふくめて工事は五世紀から六世紀へかけて何度も行なわれた可能性も大きい。

私は秦氏の加わった堀江開掘の工は、六世紀にいたってほぼ完成し、難波津についた船はそのまま堀江をさかのぼって大和川・淀川にはいることができ、難波津の港としての価値は以前にくらべてはるかに大きくなったと考える。これ以後、住吉津に対する難波津の優位が

確立し、航海に習熟した吉士系統の渡来人も多く難波に集り、また屯倉も造られ、三宅連など屯倉の管理に当る氏族が来住し、朝廷の港としての難波津の運営にもたずさわったのである。

秦氏の母国も明確ではないが、新羅よりの渡来人とする説が有力である。その説をとるならば、難波津にもっとも関係のある西成・東成両郡の地域には、秦・三宅・吉士など新羅系の渡来人が多く、その東南の百済郡の地には主として百済系の氏族が住み、さらにその南の住吉郡の地には渡来人が少ないという地域差を指摘することができる。

以上が渡来人の存在状態を通して見た住吉津と難波津の関係および難波津の発展の過程である。少ない史料を推測で補って論じた。叱正を得ることができれば幸いである。

註

- (1) 今井啓一「帰化人」(綜芸舎、一九七四年)。
- (2) 吉田晶「地域民からみた古代難波」(難波宮址を守る会編『難波宮と日本古代国家』塙書房、一九七七年)。
- (3) 吉田晶、前掲論文。同氏著『古代の難波』(教育社、一九八二年)にも同様の述叙がある。
- (4) 直木「難波の屯倉」大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』(吉川弘文館、一九七六年)所収。
- (5) 「百済郡設置時期については、吉田、註(3)の論文による。
- (6) 吉田東伍「大日本地名辞書」(富山房)、天坊幸彦「上代浪華の歴史地理的研究」(大八洲出版)、大越勝秋「大阪市域の条里遺制」(歴史地理学紀要)一七号、今井啓一「撰津国百済郡考」同『百済王敬福』(綜芸

難波・住吉と渡来人

社)、服部昌之「古代の直線国境について」(『歴史地理学紀要』一七号)、藤沢一夫「撰津国百済郡考」(『日本文化と朝鮮』新人物往来社)。なお吉田、註(2)論文参照。

- (7) 『新日本紀』所引「撰津国風土記」逸文に「住吉国」がみえる。
- (8) 三浦圭一「吉士について」(同『中世民衆生活の研究』思文閣、一九八一年)、論文の初出は一九五七年。
- (9) 直木、註(4)論文。
- (10) 難波津の難波屯倉、兄島津の兄島屯倉、那津の那官家(屯倉)は、いずれも津の管理をも担当したと考えられる。
- (11) 敏達十三年二月の使者難波吉士木蓮子は、新羅へ遣わされたが、任那へ行った、とある。新羅・任那各一回にかぞえた。
- (12) 堀江開掘の時期については、日下雅義「撰河泉における古代の港と背後の交通路について」(『古代学研究』一〇七、一九八五年)を参照し、示唆をえた。